資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千五百三十万六千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十八年十月二十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十八年九月二十日

京都府京都市山科区椥辻中在家町八番地一

シード平和株式会社

代表取締役　小池　信三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年九月二十日

愛媛県松山市由良町八九番地一

有限会社由良運送

代表取締役　大石　新市

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円、資本準備金の額を一千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年九月十二日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）

平成二十八年九月二十日

福岡市博多区博多駅南一丁目六番九号

ティーシー・アスメ株式会社

代表取締役　平　哲朗

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十月五日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月二十日

長野県松本市笹賀七六〇〇番地七

株式会社パワード・エル・コム

代表取締役　丸山　光彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である崔秀慶が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月二十日

東京都千代田区有楽町一丁目五番一号

株式会社三養ホールディングス

日本における代表者　崔　秀慶

限定承認公告

本籍東京都豊島区千川二丁目一九番地、最後の住所千葉県松戸市新松戸南一丁目三八七番地川村ハイム二〇三号

被相続人　亡　佐藤　直利

右被相続人は平成二十八年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年九月六日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

埼玉県川越市中原町一―二―二第二櫻進ビル四階C号室　蔵のまち法律事務所

限定承認者佐藤節子

代理人弁護士　梅田　沙知

限定承認公告

本籍千葉県松戸市南花島中町二五二番地一一、最後の住所千葉県松戸市南花島中町二五二番地の九ドミール五番街二〇五号

被相続人　亡　五味　勇

右被相続人は平成二十八年三月五日死亡し、その相続人は平成二十八年九月五日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

千葉県松戸市南花島中町二五二番地の一一

限定承認者　五味　隆

千葉県松戸市本町一八番地の四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所

右代理人弁護士　内藤　潤

限定承認公告

本籍千葉県千葉市中央区富士見二丁目五七番地、最後の住所東京都豊島区長崎六丁目三四番一〇号長崎つつじ苑二〇一号

被相続人　亡　須貝　弘

右被相続人は平成二十八年四月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年九月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

東京都千代田区内幸町一―一―七ＮＢＦ日比谷ビル一〇階ＣＬＳ日比谷東京法律事務所

相続財産管理人　須貝　敏也

代理人弁護士　川端　基彦

限定承認公告

本籍大韓民国慶尚北道尚州市中東面上里三七〇番地、最後の住所名古屋市名東区亀の井一丁目一八番地（西一社第二団地一〇一棟四〇二号）

被相続人　亡　彩木秀昭こと　宋　秀準

右被相続人は平成二十七年三月二十日死亡し、その相続人は平成二十八年九月七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

京都府京都市南区西九条東柳ノ内町二番地三

限定承認者　松山慶子こと　宋　慶南

東京都新宿区四谷三丁目三番地エスパスコンセール四階　J&K法律事務所

代理人　弁護士　張　界満

限定承認公告

本籍熊本県熊本市中央区北千反畑町六番地八、最後の住所熊本県熊本市中央区北千反畑町六番一一号

被相続人　亡　野口ツユ子

右被相続人は平成二十八年二月二十六日死亡しその相続人は平成二十八年九月九日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

熊本県熊本市中央区北千反畑町六番八号

相続財産管理人　野口　康一

任意清算公告

当社は、平成二十八年九月五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月二十日

沖縄県宜野湾市大山五丁目五番一九号

合資会社沖縄ナレッジ

代表社員　宮城　徳政

訂正公告

平成二十八年七月二十八日（号外第一六七号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中、「る区六側三二番新潟県新潟市出来島一八二　江畠良之」「東京都千代田区富士見町二―一―八　小杉さと」「八二区二側二三番　東京都練馬区石神井台二―二　三科澄男」「七四区三側二八番　東京都中野区沼袋一―二六五　植田操子、東京都中野区野方三―一〇六六　森谷はつ子　森谷正之」を削除し訂正します。

平成二十八年九月二十日

埼玉県所沢市北原町九八〇

一般財団法人所沢聖地霊園

理事長　鈴木　政彦

取消公告

平成二十八年八月十七日（号外第一八一号）掲載の優先資本金の額の減少公告及び優先出資の消却につき優先出資証券提出公告（枠組）は取消します。

平成二十八年九月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

ホークスタウン特定目的会社

取締役　フェリックス・チャン・ホウ・ワン

取締役　阿久澤剛樹

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十六日付特第三七号ニ　政府調達第一七七号二四ペ

ページ●同月二十日付第二〇七号六四ページ●同日付　ージ●八月三日付参会第二号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）